

佐賀市キャッシュレス決済普及事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多様な支払手段に対応することにより消費を効果的に獲得し、地域経済の活性化を図るため、通貨（貨幣及び銀行券の総称をいう。）を使用しない決済手段であるキャッシュレス決済の普及に係る取組を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、佐賀市補助金等交付規則（平成17年佐賀市規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表1のとおりとする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は同法第2条第5項に規定する小規模企業者に該当すること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 補助事業を行う店舗又は事業所（以下「補助対象店舗」という。）が次の各号のいずれにも該当すること。
 - ア 市内に所在し、事業を営んでいること。
 - イ 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）のうち別表2に掲げるいずれかの業種に該当すること。
 - ウ Googleマイビジネスのオーナー登録を行っていること。
 - エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する事業を営むものでないこと。
 - オ 政治又は宗教を目的とするものでないこと。

2 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的

又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 補助事業者は、前項各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金の上限額は、別表3のとおりとする。

2 補助金を算定する場合において、その額に一円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書は、佐賀市キャッシュレス決済普及事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

(決定の通知)

第6条 規則第6条第1項に規定する補助金等交付決定通知書は、佐賀市キャッシュレス決済普及事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）とする。

(補助事業の変更)

第7条 規則第8条第1項に規定する補助事業等変更申請書は、佐賀市キャッシュレス決済普及事業変更申請書（様式第3号）とする。

2 規則第8条第1項ただし書に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の経費所要額の20パーセント以内の変更であり、かつ、補助金額が減額となる時。

(2) 補助事業の内容のうち、目的及び効果に影響しない程度の事業計画の細部を変更するとき。

(3) 交付申請時に提出した見積書等の徴取先とは異なる者に発注等を行う場合において、その相手方が市内に事務所又は事業所を有するものであるとき。

3 規則第8条第3項に規定する補助金等交付変更通知書は、佐賀市キャッシュレス決済普及事業費補助金交付変更通知書（様式第4号）とする。

(補助事業の遂行)

第8条 補助事業者は、市長が別に定める日までに補助事業を完了しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書は、佐賀市キャッシュレス決済普及事業実績報告書（様式第5号）とする。

(補助金の額の確定)

第10条 規則第13条に規定する補助金等確定通知書は、佐賀市キャッシュレス決済普及事業費補助金確定通知書（様式第6号）とする。

（補助金の交付）

第11条 規則第14条第2項に規定する補助金等交付請求書は、佐賀市キャッシュレス決済普及事業費補助金交付請求書（様式第7号）とする。

（交付の取消し）

第12条 市長は、規則第15条第1項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しを決定したときは、佐賀市キャッシュレス決済普及事業費補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 規則第16条に規定する補助金等返還命令書は、佐賀市キャッシュレス決済普及事業費補助金返還命令書（様式第9号）とする。

（帳簿書類の整備、閲覧等）

第14条 補助事業者は、交付請求額の算出基礎を明らかにした帳簿書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

2 市長は、補助事業者に対し、前項の帳簿書類の閲覧を求め、又は必要な報告を求めることができる。

（財産の処分の制限）

第15条 規則第17条に規定する財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「耐用年数省令」という。）の別表に定められたもののうち1件あたりの取得価額が10万円以上のものとする。

2 規則第17条ただし書に規定する期間は、補助事業が完了した翌日から起算して耐用年数省令の別表に定められた耐用年数（以下「耐用年数」という。）を経過する日までの期間とする。ただし、耐用年数が5年を超えるものは、5年とする。

3 補助事業者は、前項に規定する期間において財産を処分しようとするときは、佐賀市キャッシュレス決済普及事業財産等処分承認申請書（様式第10号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月20日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

補助事業	内容
キャッシュレス決済導入事業	キャッシュレス決済に必要となる決済端末、付属機器等を導入（整備）する事業

別表 2（第 3 条関係）

大分類	中分類
運輸業、郵便業	道路旅客運送業
卸売業、小売業	各種商品小売業
	織物・衣服・身の回り品小売業
	飲食料品小売業
	機械器具小売業
	その他の小売業
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業
	飲食店
	持ち帰り・配達飲食サービス業
生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業
	その他の生活関連サービス業
	娯楽業

別表 3 (第 4 条関係)

<p>補助対象経費</p>	<p>キャッシュレス決済の導入に要する経費のうち次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 備品購入費 (決済端末、付属機器、情報通信機器、その他関連機器等) ・ 工事費 (インターネット接続工事費等) ・ 手数料 (登録手数料、工事手数料等) <p>※補助対象経費とならないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費税額及び地方消費税額 ・ 国又は県の補助を受けるもの ・ リース料及びレンタル料 ・ 割賦支払によるもの ・ 市内に事務所又は事業所を有するもの以外から見積書等を徴取したもの (ただし、市長が認める場合を除く。) ・ 1 つの決済端末につき、同一の機能を有すると認められる機器等が複数台ある場合、その 2 台目以降の備品購入費
<p>補助率</p>	<p>補助対象経費の 5 分の 4 以内</p>
<p>補助金の上限額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 補助対象店舗当たりの上限額 7 万円 ・ 1 補助事業者当たりの上限額 2 8 万円 <p>※別表 2 に規定する道路旅客運送業を営む者については、1 補助対象店舗当たりの上限額は設けず、車両 1 台当たりの上限額を 7 万円とし、1 補助事業者当たりの上限額を 5 0 万円とする。</p>

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

佐賀市長

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号
(団体の場合は、団体名及び代表者名)

佐賀市キャッシュレス決済普及事業費補助金交付申請書

佐賀市キャッシュレス決済普及事業費補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助事業の名称	キャッシュレス決済普及事業 (キャッシュレス決済導入事業)
補助事業の経費所要額			円
交付申請金額			円
補助事業の完了予定年月日		年 月 日	
添付書類		<input type="checkbox"/> 事業概要書（別記様式第 1 - 1） <input type="checkbox"/> 経費の内訳（別記様式第 1 - 2） <input type="checkbox"/> 経費の内訳がわかるもの（見積書等） <input type="checkbox"/> 誓約書（別記様式第 1 - 3） <input type="checkbox"/> 市税の完納証明書 <input type="checkbox"/> 【市外事業者から見積書等を徴取する場合】 見積りに係る理由書（別記様式第 1 - 4） <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類	

様式第2号（第6条関係）

佐市 第 号
年 月 日

様

佐賀市長 印

佐賀市キャッシュレス決済普及事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、佐賀市キャッシュレス決済普及事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助事業の名称	キャッシュレス決済普及事業 (キャッシュレス決済導入事業)
補助事業の経費所要額		円	
交付決定金額			
交付条件		・補助事業の経費所要額又は事業内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。(ただし、軽微な変更の場合を除く。)	

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

佐賀市長

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号
(団体の場合は、団体名及び代表者名)

佐賀市キャッシュレス決済普及事業変更申請書

年 月 日付け佐市 第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業について、佐賀市キャッシュレス決済普及事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助事業の名称	キャッシュレス決済普及事業 (キャッシュレス決済導入事業)
補助事業の変更の内容			
変更の理由			
補助事業の変更後の経費所要額		円	
変更後の交付申請金額		円	
補助事業の 完了予定年月日	変更前	年	月 日
	変更後	年	月 日
変更の(予定)年月日		年	月 日
添付書類		<input type="checkbox"/> 補助事業の変更の内容が分かる書類として市長が必要と認めるもの	

様式第4号（第7条関係）

佐市 第 号
年 月 日

様

佐賀市長 印

佐賀市キャッシュレス決済普及事業費補助金変更通知書

年 月 日付けで申請又は報告のあった補助金の交付決定内容については、佐賀市キャッシュレス決済普及事業費補助金交付要綱第7条第3項の規定により、次のとおり変更したので通知します。

補助年度	年度	補助事業の名称	キャッシュレス決済普及事業 (キャッシュレス決済導入事業)
補助事業の変更の内容			
変更後の交付決定金額		円	
変更後の交付条件		・補助事業の経費所要額又は事業内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。(ただし、軽微な変更の場合を除く。)	
変更の理由			

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

佐賀市長

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号
(団体の場合は、団体名及び代表者名)

佐賀市キャッシュレス決済普及事業実績報告書

年 月 日付け佐市 第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業の実績について、佐賀市キャッシュレス決済普及事業費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

補助年度	年度	補助事業の名称	キャッシュレス決済普及事業 (キャッシュレス決済導入事業)
補助事業の完了年月日		年 月 日	
補助金の交付決定金額		円	
補助事業の経費精算額のうち補助対象金額		円	
上記に係る補助金の額		円	
添 付 書 類		<input type="checkbox"/> 事業報告書（別記様式第2-1） <input type="checkbox"/> 経費の内訳（別記様式第2-2） <input type="checkbox"/> 支払の根拠となる資料（領収書（写）等） <input type="checkbox"/> 実施内容が分かる資料（状況写真等） <input type="checkbox"/> キャッシュレス決済を導入したことが分かる資料（キャッシュレス決済の加盟店契約日が分かる書類等） <input type="checkbox"/> Google マイビジネスのオーナー登録を完了したことが分かる資料（オーナー画面（写）等） <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類	

様式第6号（第10条関係）

佐市 第 号
年 月 日

様

佐賀市長

印

佐賀市キャッシュレス決済普及事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、佐賀市キャッシュレス決済普及事業費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助事業の名称	キャッシュレス決済普及事業 (キャッシュレス決済導入事業)
補助金の交付決定金額			円
補助事業の経費精算額のうち 補助対象金額			円
補助金の交付確定金額			円

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

佐賀市長

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号
(団体の場合は、団体名及び代表者名)

佐賀市キャッシュレス決済普及事業費補助金交付請求書

佐賀市キャッシュレス決済普及事業費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり請求します。

補助年度	年度	補助事業の名称	キャッシュレス決済普及事業 (キャッシュレス決済導入事業)
補助金の交付決定金額			円
補助金の交付確定金額			円
交付請求金額			円
振 込 先	金融機関名	銀行 信金 農協 漁協 信組	店
	口座番号	当座 普通	
	(フリガナ)		
	口座名義人		

様式第8号（第12条関係）

佐市 第 号
年 月 日

様

佐賀市長

印

佐賀市キャッシュレス決済普及事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け佐市 第 号で交付決定した補助事業については、次のとおり取消しを決定したので、佐賀市キャッシュレス決済普及事業費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助事業の名称	キャッシュレス決済普及事業 (キャッシュレス決済導入事業)
交 付 決 定 金 額			円
取 消 金 額			円
取 消 事 由			

様式第9号（第13条関係）

佐市 第 号
年 月 日

様

佐賀市長 印

佐賀市キャッシュレス決済普及事業費補助金返還命令書

佐賀市キャッシュレス決済普及事業費補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり返還を命じます。

返 還 金 額				円
返 還 期 限	年 月 日			日まで
返 還 理 由				
返 還 方 法				
補助年度	年度	補助事業の名称	キャッシュレス決済普及事業 (キャッシュレス決済導入事業)	
補助金の交付決定金額				円
補助事業の経費精算額のうち 補助対象金額				円
補助金の交付確定金額				円

様式第10号（第15条関係）

年 月 日

佐賀市長

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号
(団体の場合は、団体名及び代表者名)

佐賀市キャッシュレス決済普及事業財産等処分承認申請書

年 月 日付け佐市 第 号で補助金の交付確定を受けた補助事業に係る財産等を処分したいので、佐賀市キャッシュレス決済普及事業費補助金交付要綱第15条第3項の規定により申請します。

補助年度	年度	補助事業の名称	キャッシュレス決済普及事業 (キャッシュレス決済導入事業)
交 付 金 額			円
処 分 事 由			
処 分 方 法			